

## 第4回産業福祉常任委員会会議録

平成28年3月29日（火）

開 会 午前10時05分

閉 会 午前11時23分

---

### ○会議に付した事件

#### 1. 町からの協議・報告事項について

##### ●保健福祉課

①ケアハウス建設工事基本設計について

②「介護老人保健施設きよさと」の医師（管理者）について

③保育料徴収規則の改正について

##### ●産業課

①清里町店舗出店改修等補助事業について

②清里町観光振興計画の策定概要について

#### 2. 次回委員会の開催について

#### 3. その他

---

### ○出席委員（7名）

委員長 前 中 康 男

副委員長 池 下 昇

委 員 村 島 健 二

委 員 加 藤 健 次

委 員 河 口 高

委 員 堀 川 哲 男

委 員 伊 藤 忠 之

※議 長 田 中 誠

---

### ○欠席委員 なし

---

### ○説明のため出席した者の職氏名

■保健福祉課長 菌部 充

■福祉介護G主査 三浦 綾美

■産業課長 二瓶 正規

■商工観光・林政G主幹 永野 宏

■商工観光・林政G総括主査 樫村 亨子

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貴 信 宏  
主 査 寺 岡 輝 美

---

●開会の宣告

○前中委員長

第4回産業福祉常任委員会を開催いたします。

---

○前中委員長

それではまず初めに保健福祉課から提案がございますので、説明よろしくお願いたします。  
保健福祉課長。

○保健福祉課長

福祉課からは、ケアハウス建設工事基本設計について、介護保険老人保健施設の医師について、それから保育料徴収規則の3点についてご説明申し上げます。

1点目のケアハウスの建設工事基本設計についてでございますが、1ページをお開きいただきたいと思っております。まだ基本設計の一旦の成果品が上がった所でございますが修正中でございます。途中経過ということでご理解をいただきたいと思っております。1ページにつきましては、既に前回の常任委員会でみていただいたものと変わりはありません。基本としては、C案を基本に全室南向きの3階建てで検討するというので、どちらかといえばA案に近いものの形になるということで、御理解いただきたいと思っております。

続きまして2ページをご覧ください。2ページは、各居室の平面図でございます。特徴としまして、間口を広くとって南側の窓を2つ設けるというような形でなるべく光を取り入れられるようにということで考えてございます。トイレ等とあわせた洗面、洗濯機置き場、ユーティリティについても広くとって設計になっています。面積としましては、5.8×4.6。間口のほうが4.6ですけれども、26.68平米でそこにミニキッチンそれから洗面所、トイレ、物入れを配置するというような形の計画になります。以上でございます。

○前中委員長

今、ケアハウスの建設工事基本設計について説明がございました。各委員より何か御質問ございませんか。よろしいですか。池下委員。

○池下副委員長

2ページにある平面図。これは単身者用だと思うんですが、夫婦部屋もこれを大きくする感じなのか。

○前中委員長  
課長。

○保健福祉課長

2ページの居室平面計画の下から5行目のところに居室面積（夫婦室）とあります。これで5.8×4.6×2室というようなことで、専用の夫婦居室を設けるのではなく、2つを中につなげた形で、出来ないかということで計画をしています。専用部屋ではなくて、それぞれ一人の部屋としても使えるし、夫婦の方がいらっしゃれば中で繋がっている部屋ということで基本的なプランを考えてございます。

○池下副委員長

中につながるということは、1回外に出るということでなくて、中につながると、どこにドアを付けるのか。

○前中委員長  
課長。

○保健福祉課長

今この絵では示されておりませんが、スペースとしては、どちらかしかないわけで、普段のイメージとしては夫婦部屋ではなく、まず個室のイメージとして考えて、一部屋ではあっても、窓を2つ設けたり、間口を広くすることで、寝室と居間との雰囲気をつくっていきたいというところで一致しました。その上で夫婦の場合は、中で移動ができるように扉なり引き戸なりを設けられないかということで、プランをしております。一旦外に出るわけではなくて、計画としてはそういうことでご理解いただきたいと思います。

○前中委員長  
池下委員。

○池下委員

この図面見ると例えば南側の左側がベットだと思っただけだけど、例えばホテルなんかで泊まる時、隣の部屋と全く同じ形じゃなくて、逆のパターンになっていることがあります。この図面のとおり全部同じにつくっていくか、それとも相反しながら夫婦部屋として使えるようにするのか。その辺はどうなんでしょうか。

○前中委員長  
課長。

○保健福祉課長

今のプランではおっしゃるとおり、ひっくり返した鏡に映した形になる水回りが合理的ということで考えております。ただこれについては、まだ自由度がありますので、この箱が決まれば中

の話ですから、もっと良いアイデアがあれば、これは決めていかないといけません、全体の大きさも決まってくるので。ただ専用の部屋を設けるのは前にもお話をさせていただいたと思いますが、合理的ではないということで、中でつなげるという形で、よそでもやられていて良いアイデアかなと思います。それで今考えております。ご理解いただきたいと思います。

**○前中委員長**

よろしいですか。加藤委員。

**○加藤委員**

同じ質問だったんですけど、その関係の中で私は逆に扉はつけなくて活用していくということが良いのかなという捉え方をしている。方法としては例えば外側ベランダ方式をとるのかとらないのかもあると思うんですが、もし夫婦の関係で1階2階と夏の間だけベランダ方式にするなり、夫婦で入っている方は理想だけでも、何部屋そういう環境にするのか。あるいは空いたときにそれぞれ単身で入居してもらおうといったときに、その扉を閉めるだけで防音やいろんな関係のことを考えたときにどうなのかなと。そういうことを踏まえたときに、活用の仕方を見てきた中でも、片方を寝室替わり片方を居間がわりの使い方もあったと。この辺もあるんで、そうだとすれば隣の部屋に1回出て入ってもOKでないかという部分もあると思うんで、夫婦のための措置として同時に入れてやるということは必要だと思いますけど、扉の設置をすることによってその後の単身者を入れようとした時の改修やそういう問題、あるいはそれが夏であればベランダ部分から入る方法ができるとすれば、そういう方法も可能なんで、夫婦間のことを考えてつくることも非常に大切だと思いますが、全部埋まっているときは良いですが、空いた時に単身者で入らならない時の対応の仕方も踏まえた中で十分検討を重ねて進めていっていただきたいなど。

**○前中委員長**

課長。

**○保健福祉課長**

委員おっしゃるところが一番の悩みでして、合理性の追求で中の扉を考えまして、引き戸はどうだろうか。そうすると防音の問題、防災上の問題が出てきたりだとか、夫婦で入れる時は、ドアだけれども多少お金がかかっても壁になったようにできるようなアイデアは考えています。それは時間をいただきたいと思います。同じ思いでいろいろ考えております。夫婦では引き戸になるように、そうじゃない関係の無い人が隣部屋になった時には埋めてしまう、開きもしませんということも。それが合理的なのか、実現可能なのかは実はあるんですが、それはアイデアとしていろいろお願いしているところで、実施設計の中で反映できるかなと思いますんで、ちょっとお時間いただきたい。考え方としては同じに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

**○前中委員長**

よろしいですか。河口委員。

### ○河口委員

私は若干違う考え方でして、前に50床のうちの10床を夫婦型と考えていたんだと思うんですが、これ2つ使うとなると無駄な部分、ユーティリティの部分等同じ物が1世帯にあるよという形になるんですね。それで夫婦物が、本当に需用がないのかということそうじゃなくて現実にあるんだらうと。ですから10床じゃなくて、例えば5床最低限はあるよと。増える分については、例えば今の提案があった中でつながるあるいは外で行き来する部分もあるけども、夫婦が0でないということはあるんだと思います。現実、訓子府あたりのケアハウスは、実際完全な自立型のケアハウスで現実、待機者は夫婦ものの待機者がはるかに多いんだと。これは現実らしいです。夫婦で入りたいという需要が多いんだという現場の声です。ということは最低限、何部屋か最初から無駄な部屋をつくらなくて、それ以上においては今の対処方法の形も1つ選択枝かな。ある程度0では無いのだったら、最初から夫婦部屋を作っておく、というのも現実のような気がするんです。

### ○前中委員長

課長。

### ○保健福祉課長

私の方で調査したところでは、夫婦ものというニーズはありません。やっぱり少ないです。あるところもあるのかもしれませんが、少ないですし、2人で入っていて1人になるケースもあるわけでそこが一番の問題です。それからやはり2人部屋を1人で使わすということは、経営上の問題もありますし、なかなか難しい。ですから柔軟に対応できるのは何かということで数も最大で10ぐらいでしょうねというお話をさせていただきましたけど、10入れようと思っているわけでもないでして、やはり今の訓子府はちょっと興味深い話ではあるんですが、このケアハウスは一人で食事がつくれなくなるというところを考えると2人での間は、なかなか私はないと考えます。2人でいれば何とかなっているわけです。現実的に在宅で一人になって食事ができないよ。というところから始まるものだと思いますけど、レアケースとしてはある。だから対応ができるようにというふうに考えていますので、それについてはご理解をいただきたいと。

### ○前中委員長

他にございませんか。よろしいですか。②介護老人保健施設きよさと医師管理者についての説明であります。保健福祉課長。

### ○保健福祉課長

介護老人保健施設きよさとの維持管理者についてでございますが、これは資料ございませんけども、今管理者として勤務していただいている後藤先生につきましては平成26年の7月から勤務をいただいております。単年ごとの契約で現在は27年4月1日から28年3月31日までということになっておりますが、後藤先生には、さらにこの28年4月から6月30日まで3カ月間、ご勤務いただくということで、契約をさせていただきましたのでご報告をさせていただきますと思います。この契約満了までですと、ちょうど2年間という勤務をいただく形になります。また7月以降については、後藤先生以外の先生ということで、おおむね了解いただいております

が、具体的な条件等が詰まっておりますので、時期が参りましたら御報告をさせていただきたいと思っております。御理解をいただきたいと思います。

#### ○前中委員長

ただ今、老健きよさとの医師の関係について説明がございました。何かご質問ございませんか。よろしいですか。それでは最後になりますけども、保育料徴収規則の改正について提案説明よろしく申し上げます。課長。

#### ○保健福祉課長

保育料の規則の改正についてなんですが、本来であれば改正規則の一部を改正することについてもっと具体的な協議をいただくのが本来なんですが、実はこの保育料の子供が多い方たちの軽減、保育料の軽減の制度の話なんですけれども、国が平成28年度の予算と連動して制度を改正するということになってございまして、多分本日の本会議16時からですけど、そこで成立するんだらうと。予算が。それと合わせて政令、省令が即座改正をされて4月1日施行ですという非常にタイトなスケジュールになっていまして、今ここでは見込みと言う言い方になります。ちょっと曖昧な表現をさせていただいています。情報がある程度おりていますので、それを基にその制度に沿った清里町の規則の改定案をしております。改正を4月1日からの適応をさせていきたいというふうに考えています。ただ今回この提案します規則改正そのものについて、制度の趣旨であったり、制度そのものの中身は変えることはありませんが、もっと合理的な案が市町村の規則としての合理的な国が示されるようであれば、それは中身を変えるということではなくて、それはもっとスマートなものがある場合は、それは変えさせていただく可能性があるということ御理解をいただきたいと思います。担当より、案についてご説明申し上げます。

#### ○前中委員長

担当。

#### ○福祉介護G主査

議案の3ページから7ページの保育料徴収規則の一部を改正する規則について概要を御説明いたします。

まず改正内容は大きく分けて2つございます。1つ目は、一人親、身体障害者世帯等の所得の低い世帯に属する児童の保育料について、現行の軽減措置をさらに拡充するものです。具体的には、町民税所得割額4万8千600円未満の世帯に属する児童の保育料につきまして、現行の1千円の軽減措置に加え、半額とすること。また、町民税所得割額7万1千101円未満の世帯に属する児童の保育料について、現行の保険料より半額とするものです。

改正内容の2つ目については、多子世帯に対する特例措置の拡充です。こちらにつきましては、現行で保育所などに同時に入所している児童が2人以上いる場合に、保育料を第2子目は半額、3子目は無料としておりますが、町民税所得割額5万7千700円未満の世帯に属する児童の保育料につきまして、児童の同時入所の要件を撤廃し、保育所等に通う児童の兄弟などで、小学生や大学生などがいた場合、その兄弟から第1子目、2子目と算定し、保育所に通う児童が2子目であれば半額、3子目であれば無料とするものです。また、町民税所得割額7万7千101円未

満のひとり親、身体障害者接待等に属する児童の保育料については、同じく保育所の同時入所の要件を撤廃し2子目以降は無料とするものです。

次に8ページをお開きください。新旧対照表となっており、表の右が改正前、左側が改正後の規則の内容となっております。改正部分をアンダーラインで示しております。では改正点について具体的に説明いたします。8ページ、保育料徴収規則第2条中の保育料入所児童について乳幼児と表している部分ですが、各制度との整合性をとるために児童といたします。9ページをお開きください。下段備考2のひとり親世帯、身体障害者世帯等を総称して、要保護世帯等々表現を統一いたしました。10ページをお開きください。同じく備考2の規定となっております。ここでは、要保護世帯等の保育料を規定しています。要保護世帯等で所得の低い層の保育料につきましては、従来2階層から4階層、それぞれの階層で1千円減額しておりましたが、軽減される階層が5階層の町民税所得割額7万7千101円までの世帯が拡充されまして、町民税所得割4万8千600円未満の世帯で、従来の1千円減額に加え半額に軽減し、町民税所得割額4万8千600円以上7万7千101円未満の世帯で、半額に軽減いたします。ここで訂正がございます。10ページ下段の改正後の規則の5階層の定義部分は町民税所得割が5万3千200円となっておりますが、5万3千200円以上7万7千101円に訂正願います。申しわけございませんでした。

次に10ページ下段から11ページの備考3をご覧ください。従来2階層から12階層までの保育料について複数の就学前の児童が同時に保育所や幼稚園に利用している場合に最年長の児童から第2子目は半額、3子目は無料としていた多子軽減について規定しています。ここでは町民税所得割額、5万7千700円以下の所得の低い世帯について別に備考4で多子軽減が拡充されたため、従来どおりの多子軽減を規定する世帯を町民税所得割額5万7千700円以上から12階層までの世帯とするものです。

11ページをお開きください。同じく備考3の規定となっております。中段で先ほどの備考2でお示しました要保護世帯等の保育料について、町民税所得割額、7万7千101円未満までの世帯について軽減措置が拡充された保育料の表を用いて、多子軽減を規定する内容となっております。また、10ページから11ページにかけて多子軽減の算定対象となる保育所、幼稚園等の複数の利用施設を保育所等と表現を統一いたしました。11ページから12ページに備考4についてご覧ください。町民税所得割額が5万7千700円以下の所得の低い世帯についての多子軽減の拡充した内容となっております。従来就学前の同時入所の要件があったんですけども、この所得の低い層については、その同時入所要件を撤廃し、大学生や小学生等の保育所に入所している児童の兄弟等で最年長のものから順に第2子目を半額、3子目を無料とするものです。また所得割額7万7千101円未満の世帯については第2子目以降を無料とするものです。ここで大学生、小学生等の児童の兄弟等について、特定被介護者というふうに表現を統一しております。新旧対照表については以上です。これで保育料徴収規則の一部を改正する規則についての説明を終了いたします。

## ○前中委員長

ただいま保育料徴収規則の改正について提案説明ございました。何か御質問ございませんか。よろしいですか。なかなかまだ国の方でも、審議が通過しない限りなんですけども。何か補足ありますか。課長。

### ○保健福祉課長

一人親、身体障害者がいる世帯の方たちについてのうち、ある一定の所得層より低い層の方については、今までの軽減よりもっと軽減しましょう。今までは1千円軽減が3つあったんですけども、1千円軽減し、さらに2分の1まで軽減します。もうちょっと所得のあるところは、本来より2分の1軽減をしますよ。でも所得は低い層です。

それからもう一つは、今までは子供が複数いた時にも軽減しますよ。だったけれども、小学校に上がる前の子どもで、その子らが保育所や幼稚園に行っている子という前提がつく子がいて、通っている子の年の高い順から人数を数えていって一人目はそのまま二人目は半額でいいですよ、3人以上はいただきませんという制度でした。ここに小学校あがる前というルールがあったんですけど、今度は所得の低い層というところだけですけれども、小学校の線は無くして、親が扶養していれば、大学生だろうがなんだろうが、子供の数は1番2番3番で数えますよって言い方です。お子さんが多いとは言っても3歳から5歳まではまる確率でそんなに高くなかったわけですが、上が広がりましたからはまる確立は増えました。その上で中学校、小学校、保育所の子がいたら、今度はいりませんよという制度です。ただ所得の制限があるので、そんなに対象はいないと。国は段階的に言っていますんで、今後まだ多子軽減を増やしていくんだと思うんですが、具体的にまだ申し上げられませんが、遅れないようにやらせていただきたいということで、御理解をいただきたいと。今のイメージでよろしいですか。すいませんが、よろしく願いいたします。

### ○前中委員長

よろしいですか。全体を通して何かあれば、田中議長。

### ○田中議長

先ほどケアハウスの基本設計について説明いただいたのですけれども、それと直接では無いんですけど、うちの町でも老人施設に関してはそこで働く人が非常に少ないと全国的にもそう思います。これからケアハウスが進んでいくんだと思うんですけども、そこで働く人たちの環境整備、住宅環境だとか託児所の設置だとか何かあったら集まらないような状況もあろうかと思うんだけれども、賃金ばかりの問題じゃないと思うんですね。働いていただく人たちの環境整備も一緒に考えていかないと。出来てから探す、いないわと。そういう部分、非常に心配されるんで、一緒に考えて頂きたいと思います。

### ○前中委員長

課長。

### ○保健福祉課長

議長おっしゃるとおりであります。そこが一番懸念されるところであります。お話から逸れるところですが、そういうところも考えながら、外部サービス型ということで、介護職員の少なくともサービス提供ができるものということも選んで参りました。それでもやはりそこが大きな課題であります。それについては、議会のほうに相談しながら、良い方策を見つけていきたいと思



っていますので、今は御理解いただきたいとしか申し上げられないですけども、一緒にどうぞ考えて頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○前中委員長

よろしいですか。それでは、終わります。続きまして産業課より2点ほど協議報告事項を伺います。それでは、産業課長。

#### ○産業課長

産業課所管事項2件について、協議報告をさせていただきたいと思います。今回は清里町の店舗出店改修等の補助事業。それと観光計画の策定についてということで説明させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○前中委員長

はい。担当課。

#### ○商工観光・林政G総括主査

それでは、清里町店舗出店補助事業をご説明いたします。1ページをご覧ください。清里町店舗出店改修等補助事業につきまして、平成27年3月10日に清里町水元町26番地61、知床アルパ株式会社、笠井文考氏より店舗出店での申請がありましたので、報告いたします。

笠井氏におきましては、ウトロでのガイドを行っておりましたが、本年2月に開催された知床アルパ株式会社臨時株主総会において、前代表より知床アルパを引き継いで、代表取締役となり、これを機に自宅のある清里町に事務所を構え、営業することとしました。清里町において営業を始めるにあたり、必要な備品を購入するための補助内容となっております。

事業実施の内容につきましては、清里地区及び知床地区において、観光客に自然の中で体験活動を提供するもので、清里町の観光資源を最大限に活用し、斜里岳登山、斜里川における川遊びなどを初めとするアウトドア活動におけるガイドを実施し、参加者が安全かつ手軽に体験活動するためのアウトドア用品等を購入するというものです。事業の効果といたしましては、清里町における新たな観光プログラムの提供や体験型観光を充実させることができ、交流人口の増加や、清里町のPRなど観光振興に期待ができます。ツアー商品の提供、PR、メニューの開発など体験型観光を通じた清里町の地域資源のPRと販売促進事業への支援として、審査委員会において3月12日に、補助決定をいたしました。今後は、ウトロそして清里町での自然体験ツアーを提案し、清里町の観光交流人口の増加に向けて事業を行っていきたいとしており、昨年実施したグリーンツーリズムモニターツアーでは、川遊びの体験実施、また本年2月に実施した第2回目のモニターツアーでもスノーシュー体験を実施しております。本年4月から清里観光協会にも入会されるとのことで、今後の清里町の体験型観光の担い手となっていただけることが期待できます。

補助経費につきましては、体験ツアーに必要なツーリングキットやスノーシューまた事務処理用パソコン等の備品購入費用55万8千540円のうち、の3分の2の37万2千円となっております。以上です。

**○前中委員長**

ただ今、清里町店舗出店改修補助事業について説明がございました。各委員より質問何がございますか。よろしいですか。伊藤委員。

**○伊藤委員**

この知床アルパ株式会社ということで店舗自体を構えるということですか。

**○前中委員長**

課長。

**○産業課長**

正式な店舗と言いますか、実際住んでおられる自宅に事務所を構えると。自宅があるのが2線道路を上斜里に向かいまして、パチンコ屋の手前に塀のある昔、遠藤さんと言う住宅におりまして、そこで事務所を構えてネットでの募集であるとかそういうのを行って活動拠点はウトロなり町内の活動と現在活動を考えているわけです。

**○前中委員長**

よろしいですか。ほかに。池下委員。

**○池下副委員長**

補助経費として37万2千円。元の金額の3分の2で、金額をもう一度。

**○商工観光・林政G総括主査**

この購入備品購入費用として55万8千540円です。

**○前中委員長**

池下委員。

**○池下副委員長**

備品購入費ということで、うちの町に申請があったのか。55万8千540円のうち37万2千円ということですが、課長から説明あったように自宅を改修するという話ですけれど、改修したらこんな金額では済まないと思います。

**○前中委員長**

課長。

**○産業課長**

住宅の改修はございません。既存の住宅にパソコンを置いてツアーのネットでの申し込みだとか特に事務所を改めて部屋の中につくるとか、そういうところまでは考えてないということで、本人からもありました。自宅の改修等については、入っておりません、あくまでも体験ツアーの

備品の購入経費ということで、今回申込みが来ております。

**○前中委員長**

よろしいですか。はい河口委員。

**○河口委員**

この方、以前町民セミナーか何かで農大の委託講師で斜里川について語られた方ですか。

**○産業課長**

はいそうです。

**○河口委員**

はい、解りました。

**○前中委員長**

何かございませんか。よろしいですか。それでは、②の清里町観光振興計画策定内容について、提案説明よろしく願いいたします。

**○商工観光・林政G総括主査**

清里町観光振興計画の策定について、ご説明いたします。2ページをお開きください。清里町観光振興計画策定概要でございますが、清里町の観光振興の方向性ということで清里町の観光の可能性と清里町らしい観光の方向性をつけるために観光振興計画を策定することが必要な状況となっております。それぞれが優れた価値を有している清里町の観光資源ですが、それぞれの結びつきが弱く、清里町観光全体を包括した方向性が弱い状況となっております。清里町全体のイメージ作りと発信、既存資源の活用、新たな資源の発掘と活用など地域が一体となって取り組んでいくために観光振興計画を策定することが必要な状況となっております。図にございますようにさまざまな要素を一例あげておりますが、このような話し合いの中から住民、企業、行政が協働でつくり上げ、全体の方向性として共通の認識に気持ちを持って取り組める計画となることが必要と考えております。また、下にある図のように、計画策定にあたりましては、策定委員会での議論を中心に進め、委託業者からは各景勝地の現地確認調査やお客様目線での意見を求めるために、アンケートを実施、またデータの収集、分析、資料提供、会議振興などのサポートも受けながら策定委員さん以外の皆さんの意見の場を設けていきます。議会の皆様にも策定の状況を報告しつつ、パブリックコメントを受け最終的に計画決定をしていく流れを描いております。

3ページをご覧ください。清里町観光振興計画の基本的な考え方についてでございますが、1の観光計画策定の背景ですが、観光への取り組みは近年で言いますと記載しておりますような各施設の整備やグランフォンドなどのイベントの開催、ご当地グルメの虹色うどんの展開、6次化事業の製造販売、料理の提供も行われ、グリーンツーリズムの本格実施に向けたモニターツアーなど新たな動きも生まれてきているところです。

計画策定の必要ですが、本町においては観光振興について共有する方向性はありませんでした。観光を取り巻く状況は大きく変化し続けておりまして、国も観光経済の再生、成長の戦略分野の

1つとして、地方の活性化にとっても重要な位置づけとしております。消費者が求めるものも変わり、清里町においても、今後のまちづくりに与える影響は少なくありません。観光の実態を把握し、清里町将来の可能性と方向づけが必要となるという状況にあります。

計画策定にあたり2の観光を取り巻く現状と課題の把握ということで、まず全国的な観光の現状の把握、地域の観光の現状把握、また清里町の観光の現状と課題の把握をしていかなければいけないと考えています。資料の提供を受けたり、アンケート調査などからも確認していくことができるものと考えます。

次に3の清里町のイメージとは、どんなイメージなのかを町民の皆さん、観光客の皆さんなどの幅広い意見を基に統一的なイメージをつくっていくことが必要になってきます。清里町の自然や景観といったものから清里らしさとは何かということをご皆さんで考えていきます。

4ページをお開きください。そうして出てきた清里町のイメージをもとに、清里町の強みの活かし方をどういった人に来てもらうのか、どういう観光の形が良いのかを皆で議論を深め、観光の基本的方向性として盛り込んでいきます。次に4で見えて来ました、清里町観光の基本的方向性を実現するためには、何に重点的に取り組むべきなんだということで、ここで重点プランという言葉で表現しておりますが、清里町の観光のために重点的に取り組むべきものの方向性を示していく部分となります。観光の意識、人材、PR、PR手法、情報の集約化発信、観光資源の位置づけと連携、新たな資源等を中心としています。これらをどう行っていくかが次の課題となりまして、清里町の観光の方向性に沿って実現に向けて重点的に取り組むべきことを話し合っていかなければいけないと考えます。観光客に充実して楽しんでもらうため、清里町らしい観光をつくり上げ、活気の溢れた地域社会を築いていくためにはどうしたら良いのか。観光客に来ていただくためには、清里を知っていただくことがなにより重要です。清里らしさを伝えるためのPR、情報発信を行いまして清里らしい観光につなげていかなければならないものと思います。また観光客の現状、食などの資源、近隣観光地等との関連を整理しまして、既存の観光資源を最大限活用する、またイメージや目指す姿を持ち、観光全体の中での位置づけや活用方法をどのようにするのか。また同時に新たに活用できる資源や活用についても議論して盛り込むべきものがあるれば、盛り込んでいくことも考えております。6の観光振興の推進にあたりましては関係者の協力が大切であるということが言うまでもありませんが、各々が主体性を持ってそれぞれの役割を持って責任を持ちながら進めていく必要があります。調査・議論の結果からわかったことを踏まえ、将来の観光振興にあたっては、住民、事業者の参加による連携を強くし、企画立案の段階から取り入れた形によって進めていくことが大切と考えます。また、事業者に自からが計画に参画し、やらされ感のない事業施策をつくることによってより、実行性を高めることが重要と考えています。円滑な推進のため、清里観光協会を中心に、住民と関係機関のコミュニケーションのもと、町民全体で観光意識を高めていくことが必要であると考えています。また、計画策定後の見直しなども必要となってくるのが考えられますので、関係者が検討、情報交換などをしていくことが大切であり、流れをつくることが必要と考えています。以上のような考えのもと事務局では策定委員会を中心に置きながら出来るだけ皆さんの意見が出る機会を設けながら、計画策定を行っていきたいと考えております。

5ページをご覧ください。観光振興計画策定工程表の案でございますが、事務局としては、まず予算措置と本日の常任委員会での説明委員会の要綱の制定を行いまして、4月以降に委員会の委員の公募、6月中旬をめどに委員の委嘱を行います。その間に委託業者を選定するための事務

を進めていきまして、6月中旬を目途に委託業者の選定を行い、委員、また委託業者決定後、策定委員会、各種調査分析、データの収集、また委員会のとりまとめを行いながら計画策定を進めています。この間には、町民の皆さんから意見を聞く場も設けながら進めていきたいと考えております。ここに記載してあります委員会の改正などは、あくまでも案でございまして、策定までに基幹的な制限はありますが、何回の開催で決定するとしているものではございません。12月を目途に計画案を纏めまして、常任委員会で報告をさせていただいたあと、パブリックコメントを行い、最終的な計画案を策定し、また常任委員会で報告後、最終的に、計画完成したいと考えております。非常にタイトな日程となっておりますが、皆様のご理解と御協力を、よろしくお願いいたします。

6ページをご覧ください。清里町観光振興計画策定委員会設置要綱案についてご説明いたします。第1条目的につきましても、この委員会を設置することの目的を定めており清里町観光振興計画を策定することを目的といたします。第2条所掌事項ですが、(1)基礎調査に関すること(2)観光振興計画作成に関すること(3)その他観光事業に関し、必要と認めることとしております。第3条委員及び任期について、委員会は、委員13人をもって組織し、町長が委嘱します。(1)観光に識見を有し清里観光協会が推薦する者5人、(2)商業に識見を有し清里町商工会が推進する者3人、(3)農業に識見を有し清里町農業協同組合が推薦する者3人、(4)一般公募に応じたもの2人とし、公募の委員は広報等で周知することとします。また、委員会は、清里町観光振興計画の策定が終了した時を持って解散することとしております。

第4条は会議について記載しており、4のこの委員会の他、意見を求めたい時は、研修会等を開催し、意見を収集することが出来ることとしております。第5条は、委員会の事務局、第6条は委任事項、附則で、施行期日を謳っております。観光振興計画につきましては以上のような考え方で流れ、スケジュール感をもって策定を進めていきたいと考えております。ご理解を賜りたいと思います。

#### ○前中委員長

ただいま清里町観光振興計画の策定概要について、提案説明がございました。各委員より説明を賜りたいと思います。何かございませんか。池下委員。

#### ○池下副委員長

5ページの計画に12月までにパブリックコメントが進んでいくのかと思うんですけども、3月の定例議会の中で町長が自分の執行方針の中で、今年観光に力を入れて、日本で最も美しい村連合に加入するってことを表明しているわけですよ。そういった中において一年かけて来年からやるという予定だけれど、町長が3月にそういう発表をしながら、これから会議ですよ、すべて遅いですよ。当然のことながら町長が発表するのであれば、事前にこういう策定委員会を立ち上げて、そして28年4月からこういうふうにするんだという姿勢が全く見えない。私から見ると。町長が言って、それからさらに1年後にやりますよっておかしくないですか。

#### ○前中委員長

課長。

### ○産業課長

ただいま、委員ご指摘の部分でございますが、町長のほうの3月の答弁の中にもありました。美しい村連合の加盟の関係と観光振興計画についても策定をしていきますというところで答弁させていただいていると思います。

今回答弁の中で、町長のほうからも28年度中にこの計画を策定していくということで、答弁がなされたものと我々も認識しているところでございまして、同時進行の形にはなるんですが、今回このような形で、振興計画を策定してきてまいりたいと。この中には先ほどの説明にもありましたように町民の皆様の意見を踏まえた中での統一感のもった振興計画というところもございまして。多少時間をいただきながら計画を作り上げていきたいとご理解いただきたいと思います。

### ○前中委員長

池下委員。

### ○池下副委員長

ことしの夏に美しい村連合の視察入りますよね。視察入ってくる段階で、策定委員会も立ち上げてやっていますということが、やろうと思ったら、同時進行的にこういった策定委員会をつくるなり、町民からの意見を十分に聞いた上で一緒に進めていかなければならないのに、絵に描いたような餅で、片方進んで、これから立ち上げますと。おかしいと思いますよ。本来的には27年度中にすべてが終了して、うちの町はこういうふうな観光振興に取り組んでいます。その上でさらに日本で最も美しい村連合の加入に向けて努力しています。一緒にやっていくのが当たり前で、机上の上でこう言って町長も本当にやる気になったらそういう形ではないと思いますよ。ほかの委員さんたちはどういう考えかわかりませんが、私はそういうふうに思います。

### ○前中委員長

課長。

### ○産業課長

ただいまのご意見、確かにもっと早くの計画策定と言うところで、お話もあろうかというふうに思いますが、現実のところ、ここまできてしまっているという状況もあります。なるべく早い段階での計画策定とここに工程表の部分で記載させていただいておりますが、少しでも早めの策定が出来ればと考えております。ご理解をいただきたいと思います。

### ○前中委員長

河口委員。

### ○河口委員

観光振興計画が1歩踏み出しましたということで、スピード感を持って進めていただきたいんですが、池下委員おっしゃられたことは十分解るんですが、過去じゃなくて、これからのことなんで、どうやって早くできるか。議会がどんな理解をし、さらに良いものをつくっていくかという理解が一番必要なんだろうというふうに思っています。

ただこの観光振興計画、何が必要なのかということ、行政がやらなきゃならないこと、事業者がやらなきゃならんこと、町民がやらなきゃならんこと、それぞれ受け持ったところで、どうやって進めていくかということの進め方が一番大事なことで、このことについては誰がやるんだということを、策定委員会の中で十分話されることなんだろうと期待しております。まちづくりの意識向上というのは町民の中で、策定の中で培っていければ良いと思います。

ただ最終はどこに目標を持つのかということ、何の観光で稼ぐんだってところが一番大事だと思います。観光で何を稼ぐんだと。整備するとかそういうことじゃなくて、この観光で清里が改めて実際稼ぎようのない部分でどうやって知恵を出して何を稼ぐんだということが、大事なことなんだろうと思いますんで、ぜひその辺を残念ですけれども、機構改革再編ということで、今本当に踏み切った話は、なかなかそういう面で力が入らないんで、その辺の何の観光でどうやって稼ぐんだということを重視して進んでいって欲しいとおもいます。

#### ○前中委員長

課長。

#### ○産業課長

ただ今のご指摘のとおり、行政の担当、それと町民の方々のそれぞれの思い。こういう部分はある程度計画の中に盛り込んで、統一した方向性を計画の中、盛り込んでいきたいと、多くの方々と共有した観光の活用ができるというような形での計画にしていきたいというふうに考えてございます。最終的に清里町の観光の方向性ぐらいの部分も皆さんのお話の中から共有できる形で方向性を見出していきたいというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

#### ○河口委員

スケジュールについては出ているんですが、委員公募とありますが、以前ちょっとお話をさせていただいた中では、この観光のとらえ方について、例えば先ほどの笠井さんとか、これで仕事されている方は町の中に数名いるし、観光という中の観光協会もいる。その中で、本当に正式じゃなくてテーブルでざっくばらんに進めたいんだけど、そういう座談会みたいなものは、事前にほしいなという気はしております。

#### ○前中委員長

産業課長。

#### ○産業課長

ただ今の部分、策定委員の応募につきましては、この実施要綱の内容というところでは、そこに並行してワーキンググループ、それ以外のところでの関係者とそれらの方と多くの町民のさまざまな意見を反映できるようなワーキンググループも同時に開催しながら進めていきたいと。その中で出てきた問題も策定委員会の中で揉みながら計画をつくっていくという形で考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○河口委員

大変なことではなかなか進んでいかない実際は大変なんだろうなと思っております。ただ、ノウハウは焼酎で何回もセミナーやっております持ちいらっしゃる。焼酎に関して自由にやって集まっていたらいいんじゃないかという中で、何回もやっていますよね。同じことだと思いませんか。観光について自由に話しましょうという時間があるって、その中からひろえる意見と、こうやって進んでいくよという町の立場の部分と自由に観光について話してもらいたいという部分は出来ないことじゃないような気がするんです。

○前中委員長

課長。

○産業課長

その辺のワーキンググループを含めた中で、町民を介した中での会議だとかセミナー的なものも交えながら意見集約というようなことでも進めていきたいというふうには思っております。

○河口委員

考えるじゃなくて明日でもできるわけですが、その辺のスピード感というのは、先ほど池下さんが言われたように、やっと資料ができて上がりましたという形にならないように、すぐできる事だと思います。

観光について、職員の中で熱く語ってもらえる方は、どなたかいるのかなと。この辺は誰か率先して観光を熱く語る方がいないと進んでいかないのかなと思います。その辺を戦略的に進んでいただきたいと思います。

○前中委員長

産業課長。

○産業課長

スピード感を持って策定を進めていきたいというふうに思います。ご理解をいただきたいと思います。

○前中委員長

他にございませんか。

私の方からこの案件なんですけども、設置要項の中に事務局は企画政策課地域振興グループという文言が入っているんです。そうすると課の再編に向かって当所管から今後新しく総務文教の取り扱いになると思うんですが、それで間違いないかの確認ですが。

○産業課長

今回の機構改革の中で商工観光の部分は、産業課のほうから切り離して、この企画政策課の方に内容となっております。ここの部分については、こういう条項での案ということで実施をさせてほしいと思っております。



○前中委員長

具体的な話になると思うんですけども、やはりそういう企画振興課の中での議論となると、今は産業課の常任委員会ですけども、もう少し全体のまちづくりという中での議論になってくるのかな。行政として。そこら辺は再認識した中で、ある程度の提案なり観光振興政策としての考えになり、盛り込んでいただかなければいけないのかなと、今回、そういう部分で、再編がひとつの流れですから、そこら辺はやはり縦割り問題ではなくてやはり横の連携、焼酎工場もありますいろいろな部分、観光に1歩前向きに進む清里町ということで、そこら辺課を横断した中の共通認識で取り進めていただきたいと思います。課長。

○産業課長

ただいまのご意見、今後観光政策課の分野というところでございますがこれの関係につきましても、常任委員会の方にはその都度協議をしていただく形になっていこうと思います。よろしくお願いたします。

○前中委員長

よろしいですか。なしですね。ご苦労様でした。  
大きな2次回委員会の開催について。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、未定でございます。

○前中委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。  
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

---

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第4回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時23分)